

教育委員会会議 平成29年3月定例会 会議録

| 日 時 | 平成29年3月23日 (木) 13:30 開会 15:20 閉会 | 会 場 | 教育委員会室 |
|---|--|---|--------|
| 出席委員 | 原田 良一 長江 真理子 真木 源 森 尚美 | | 寺元 貴幸 |
| 出席職員 | 和田学校教育部長 松尾生涯学習部長 忠政こども保健部長 | | |
| | 戸田学校教育部次長(兼)企画調整官(兼)教育総務課長 朝田生涯学習部企画調整官 | | |
| | 分部学校教育部次長(兼)学校施設課長 後藤生涯学習部次長(兼)スポーツ課長 | | |
| | 峪川生涯学習部次長(兼)生涯学習課長 小坂田生涯学習部次長(兼)文化課長 | | |
| | 平井こども課長 片岡学校教育課長 丸山保健給食課長 | | |
| | 谷口図書館長 尾島津山市史編さん室長 平岡歴史まちづくり推進室主幹 | | |
| | 仁木教育総務課主幹 近藤教育総務課主任 | | |
| 議 事 | 案 件 | 担 当 課 | |
| 1.開会 2.教育長あいさつ 3.会議録署名者について 4.前会会議録の承認 5.教育長等の報告 6.議事 (1)議案 | 平成29年度教育行政重点施策について 津山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について 久米ふれあい陶芸センター条例施行規則の一部を改正する規則について 津山市青少年健全育成事業実施規則の一部を改正する規則について 津山市教育相談センター鶴山塾運営委員会委員の委嘱及び解嘱について 津山市旧苅田家住宅保存修理活用検討委員会規則について 津山市文化財保護委員会委員の委嘱について 津山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について 津山市教育委員会における津山市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則について | (教育総務課) (学校施設課) (生涯学習課) (生涯学習課) (生涯学習課) (文化課) (文化課) (歴史まちづくり推進室) (歴史まちづくり推進室) | |
| (2)報告 | 市議会3月定例会の質問答弁について 学校給食への異物混入の顛末について 津山市公民館活動推進協議会委員の委嘱及び解嘱について 津山市教育委員会に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則について 津山圏域定住自立圏の形成に関する協定に基づく不登校児童生徒支援事業の実施に関する覚書について 幼稚園再構築の状況について 津山市伝統的建造物群保存地区保存審議会内への「防災計画専門部会」の設置について | (各課) (保健給食課) (生涯学習課) (生涯学習課) (生涯学習課) (こども課) (歴史まちづくり推進室) | |
| 7.その他 (1)各課からのお知らせ | ごんちゃん読書手帳について こども医療費について | (図書館) (こども課) | |
| (2)次回定例会の開催について | 津山市教育委員会会議4月定例会の日程について 平成29年4月27日(木)午後1時30分から | | |
| (3)その他 | | | |
| 8.閉会 | | | |

傍聴者 0名

教育委員会会議 平成 29 年 3 月定例会 会議録

(13 : 30)

1. 開 会

2. 教育長あいさつ

3. 会議録の署名者の件について

津山市教育委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定による。

4. 前会会議録の承認

全員賛成

5. 教育長等の報告

今回は特になし

6. 議事

(1) 議案

平成 29 年度教育行政重点施策について (教育総務課)

概要説明

津山市教育委員会では、平成 29 年 3 月に津山市教育委員会が 5 年間に取り組む教育施策の基本的方針を示した「津山市教育振興基本計画(第 2 期)」を策定しました。計画では、平成 24 年 2 月に作成した「1 期計画」で示した津山市がめざす概ね 10 年先の姿を継承しながら、今後 5 年間に重点的に取り組む施策を示しています。計画は 5 年間の取り組みの方向性を示したのに対して、「平成 29 年度津山市教育行政重点施策」は平成 29 年度に各部署で取り組む重点的な施策をまとめたものです。2 ページをお開きください。基本目標「個の確立とつなぐ力をはぐくむ」の項目ですが、施策の方向性については、振興計画との整合を図りほぼ同じ内容となっています。【主な取組】の項目は、振興計画にある ~ までの項目の中で、平成 29 年度に取り組む内容を記載しています。ここに記載している内容が、毎年行っている「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価」の評価対象になります。「主な事業」は第 5 次総合計画の主要事業として位置づけられている事業を中心に記載しています。例えば、預かり保育事業であれば、2 ページ【主な取組】「 幼児教育の質の向上」の○4 つめ「公立幼稚園においては、保護者の子育て支援のために、家庭と緊密に連携しながら預かり保育等を実施します。」につながります。以上のような構成で「平成 29 年度津山市教育行政重点施策」を取りまとめています。また、巻末には、「当初予算の概要」などを参考資料として添付しています。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について (学校施設課)

概要説明

平成 25 年度から小・中学校の運動場・体育館・武道場等について一般に施設を開放している。津山市民または、津山市に勤務している方が対象で団体登録をしていただき使用。原則有料として規則を定め運用している。使用料については、スポーツ少年団等は減免としているが、規則に定めている料金が必要な団体について、今までは前納で進めてきたが、スポットで利用する方はほとんどなく、年間を通じて、一定の団体が使用している。使用料は前納していただいているが、学校の行事等で使用されなかった場合、返納するやり方をしてきた。使用団体の手続き、学校の使用実績の報告等の事務的な負担、事務局においても、いったん納付書を打ち、返納の事務をする。それぞれが、効率的な運用になっていない。今回、お諮りするのとは、一定の団体について後納を認めていこうという内容です。規則の第 6 条の 2 項に使用団体登録機関が継続して 1 年を超えること。(2) 過去 1 年間に於いて、学校施設の使用状況が良好であること。(3) 過去 1 年間に於いて、使用料の納付を遅延していないこと。の条件の中で、後納を認めていく。津山市公立学校施設使用条例を参考として付けているが、第 6 条 2 項で、基本的には前納しなければならないが、「ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りではない。」を受けて、規

則の改正をする。
全員の挙手により原案通り可決承認

久米ふれあい陶芸センター条例施行規則の一部を改正する規則について（生涯学習課）

概要説明

前回の教育委員会で説明いたしました久米ふれあい陶芸センター条例の改正に伴うもの。久米ふれあい陶芸センターにふれあい棟とセンター棟と2つ建物があったが、ふれあいセンター棟が老朽化し、利用者もいないので廃止すると説明させていただき、今議会で可決された。したがって、法令上、久米ふれあい陶芸センターは、陶芸棟だけになる。それを、久米ふれあい陶芸センターと呼ぶこととなり、条例の条項が1条ずつずれてきております。12ページの改正規則は、条例の引用条項を1つずつずらせている内容です。また、申請書等の様式に今までは2つの施設があったため、どちらの施設を使用するかを選ぶようになっていたが、その部分がとれた様式になっている。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市青少年健全育成事業実施規則の一部を改正する規則について（生涯学習課）

概要説明

前々回の教育委員会で説明いたしました津山圏域定住自立圏の形成に関する協定に基づき、鶴山塾の通塾利用対象者に奈義町を除く津山圏域内の1市4町に拡大するために規則を改正する。具体的な内容については、第2条3号に「近隣の市町村と締結する協定に基づき実施する不登校の青少年の支援に関すること。」を加えました。その事業を行なうのが、第4条で鶴山塾です。その他、塾の休日等、現状と合っていなかったもので、この度、併せて改正するもの。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市教育相談センター鶴山塾運営委員会委員の委嘱及び解嘱について（生涯学習課）

概要説明

規則に基づき、津山市教育委員会が委嘱する。民生児童委員連合協議会主任児童部会から選出されている運営委員について、仲矢様から眞木様に3月1日付けで替わったもの。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市旧苅田家住宅保存修理活用検討委員会規則について（文化課）

概要説明

津山市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、新たに設置される「津山市旧苅田家住宅保存修理活用検討委員会」の組織及び運営に関して必要な事項を規定するため規則を制定するもの。第2条の定義は、この規則において「旧苅田家住宅」とは、旧苅田家住宅の名称で文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財の指定を受けた有形文化財並びにそれに付属する建物及び構築物をいう。第3条の所掌事務は、津山市教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を教育委員会に答申する。(1)保存、修理及び活用に関する計画の策定に関すること。(2)修理の方法に関すること。(3)教育委員会が必要と認める事項。第4条の委員は10人以内をもって組織し、学識経験を有する者その他適当と認められる者のうちから教育委員会が委嘱する。委員の任期は5年とする。第6条、会議は、委員長が招集し、議長となる。委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。第7条、関係行政機関からの指導等で、その目的を達成するため、国及び県の関係行政機関から指導を受け、又は助言を求めることができる。第8条、庶務で、生涯学習部文化課において処理する。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市文化財保護委員会委員の委嘱について（文化課）

概要説明

任期満了に伴う新たな委嘱。委嘱期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間。委員は、11名で1から8番の方が再任。9から11番の方が新任の委員です。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について（歴史まちづくり推進室）

概要説明

保存条例第10条の規定に基づき委嘱する。委嘱期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

の2年間。委員は14名で、その内3番目の北後明彦先生が新任です。また9番目以降は町内の代表になり、町内会長が交代したら交代する充て職です。
全員の挙手により原案通り可決承認

津山市教育委員会における津山市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則について（歴史まちづくり推進室）

概要説明

津山市伝統的建造物群保存地区保存審議会に、専門的事項の調査研究のために専門部会を置くことができるとあるが、その専門部会に、審議会委員以外の者も組織できるようにするもの。改正後規則の第4条に専門部会は、会長が指名する委員及び当該専門的事項に関する知識を有する者をもって組織するというので、委員以外の方も、専門部会の方で、参加できるかたちで改正をする。

全員の挙手により原案通り可決承認

(2) 報告

市議会3月定例会の質問答弁について（各課）

概要説明

（学校教育部）

各課からとありますが、各部をまとめて調整官又は主管課長から説明する。平成29年3月議会は、2月27日から3月22日の会期で開催された。一般質問は3月6日から10日まで5日間行われ、2会派の代表質問と、20名の個人質問が行われた。質問の内容は、市長が行った施政方針に関する質問が中心ですが、教育委員会にも教育振興基本計画やICT環境整備事業などに関して、多くの質問が寄せられた。代表的な質問は、公明党津山市議団からは、貧困家庭の学習支援について質問があり、貧困家庭に限った取り組みには課題や限界があり、すべての子どもたちの学力を保障するということが、学校の責務です。本市では学力推進プランのもと、算数や国語の問題データベースを活用した補充学習や放課後学習支援員等の配置により、児童生徒一人ひとりの学力の向上を図っているところと答弁している。続いて清流の会からは、「医療的ケア児」に関する質問がありました。医療時ケア児とは、新生児集中治療室等、長期間の入院をした後、引き続き人口呼吸器や、胃ろうなど医療的ケアが必要な子どものことで、今後津山市としてはどのような対応を考えているのかとの質問に、現在、津山市に該当者はありませんが、希望があった場合には、課題等を整理しながら、必要な対応を行ってまいりますと答弁している。小椋議員から教育振興基本計画の数値目標について質問があり、津山市の全国学力状況テストの目標は、これまで同様、岡山県平均正答率を上回るという目標に変わりありません。その岡山県平均正答率が数値目標であるため、第2期の教育振興基本計画にも「岡山県平均正答率を上回る」という目標を定めていると答弁している。黒見議員から質問は、ICT環境整備に関する質問が多く寄せられ、今後の機器設置の予定について問われ、今回、設置する機器は、各通常学級に指導用タブレットとプロジェクター1台を予定している。また、無線LANについては、学校規模、電波状況などに合わせた必要な台数を予定している。デジタル教科書については、小学校では国算理社の4教科、中学校では英語を加えた5教科分のライセンスを予定していると答弁している。美見議員からは、主にアレルギーなど給食をめぐる課題について質問がありました。安東議員から教育振興基本計画とタブレットに関する質問がありました。タブレットの導入予定と経費に関する質問があり、教員の指導用タブレットを、平成29年度はモデル校に5校に55台を導入し、平成30年度173台、平成31年度114台を新たに導入して、3年間で全小中学校に342台を予定しております。教員の指導用タブレット等の導入費用は、平成29年度28,347千円、平成30年度45,901千円、平成31年度34,398千円、3年間で約108,646千円を見込んでいますと答弁している。その他にも、中村委員からはトイレの洋式化、河本議員からは給食費の滞納に関する質問も寄せられている。

（生涯学習部）

生涯学習部については11人の議員から質問があり、公明党津山市議団から、「合宿誘致宿泊費助成制度」の実績と今後の考え方について質問があり、平成28年度1月末現在の利用実績等を答弁しており、この制度については平成29年度までが試行期間となっておりますので、利用実績などを勘案しながら、来年度に助成制度の見直しを検討していくと答弁している。美術館構想の進捗状況について質問があり、現在のところ設置場所について城下地区を重点候補地とすることを基本に、用地の選定を行っているところと答弁している。続いて、清流の会から八子のだんじり保存庫にあるだんじりの保存について質問がありました。これについては八子のだんじり保存庫に15台だんじりがあるが、そのうち7台が4月

下旬オープン予定の津山城下町歴史館が新たにできますが、そちらの展示館に7台が展示されるが残り8台はどうするのかという質問です。これについて、岡山県指定の重要文化財については文化課の所管になり、この新たな保管庫については、基本的には所有者である各町内会が確保することが原則となること、また補助制度もありますので、津山だんじり保存会と協議しながら調査・研究してまいりたいと答弁しております。金田議員から東京オリンピックとホストタウンへの取り組みについて質問があり、一昨年の秋に東京オリンピック参加国の事前合宿候補地の募集があり、これに対して、美作市に協力するかたちで、ラグビーとサッカーを対象にして、美作ラグビー・サッカー場の補完施設として津山陸上競技場を併せて申請している。誘致が決定した後は、両市が連携し、受入体制などを整えてまいりたいと答弁している。ホストタウンとしての活動計画を策定するにあたっては事前合宿の受け入れが大きなウエイトを占めていること、津山市として受入が可能な施設としては、津山陸上競技場と考えていますので、これについては、美作ラグビー・サッカー場の補完施設として登録していることから、津山市独自のホストタウン活動計画を策定するのは困難であると答弁している。パラリンピックについても質問があり、障害者スポーツ団体等と今後の動きや情報を収集しながら連携してまいりたい。黒見議員から子どもの貧困対策の関係で、学校、家庭地域の連携の事業について質問、家庭教育支援チームについては、組織をしておりませんが、小中学校、保育園、幼稚園、児童館などで、親学講座や子育てワークショップを開催していること。鶴山塾においては、不登校児童生徒に対して、家庭訪問による支援を行っていること。放課後子ども教室については、現在、市内に20教室が活動していること。学校支援地域本部は市内のすべての小中学校で実施していることを答弁している。秋久議員から鉄道遺産を活用した街づくりについて、いろいろとご質問があり、津山駅を含め木造の基本構造が残っている駅舎について復元をしたらという質問に、復元すれば当時の状況のみをとれ、歴史文化をいかしたまちづくりには、有効であると思います。ただ、駅によりましては、整備や利用状況、所有者の意向もありますので、鉄道遺産全体の保存と活用、そのあり方につきまして、いましばらく研究・検討をしていく必要があると考えていると答弁している。安東議員から東京オリンピックに絡めて、これを契機に世界に日本文化を発信していこうと beyond2020 の参加申請の考えについて質問があり、これまで実施してきた事業も含めて、新たな芸術文化事業に取り組んでいくなかで、beyond2020 プログラムの認証制度について情報収集を進めながら、生涯学習部全体で研究してまいりたいと答弁している。森西議員から、定住自立圏の不登校児童生徒支援事業について質問があり、不登校児童生徒の通所による具体的な支援を行っているのは津山圏域で公的な機関は鶴山塾のみであり、支援対象者を津山圏域に拡大するものであること。また支援については、教育委員会や小中学校との連携が重要であるため、具体的な手続きや支援内容等については、各町の小中学校及び教育委員会と緊密な連携を取りながら行うこととしていると答弁している。津本辰己議員から、歴史文化基本構想の取り組みについて質問があり、平成28年度は不採択となりましたが、29年度からの実施要望を文化庁に提出し、内示を待っている状況。また、計画を策定する時の地元対応についてお尋ねがあり、この策定にあたっては、住民主導で調査を実施することで、市内に存在する文化財を幅広くとらえて的確に把握し、行政施策に反映させていくという視点が重要になると考えていると答弁している。河本議員から天守閣について市長の夢、気持ちはという質問で、市長から、天守復元は私の変わらぬロマンとして胸に秘めておりますが、まずは、日本一といわれる石垣整備事業を着実に実施していくことが、建造物復元の実施に向けた一番のアプローチになると考えていると答弁している。最後に森岡議員から、スポーツ振興基本計画について質問があり、これは平成30年度からの新たな10か年計画として、平成29年度中に策定するもので、スポーツ推進審議会に諮問するとともに、市民アンケートを実施してまいりたいと答弁している。また、森岡議員から、スポーツロッジ弥生荘について質問があり、このロッジの老朽化問題に関しては、津山市都市整備公社と課題を共有してまいりたいと答弁している。

(こども保健部)

こども保健部は2人の議員から幼稚園再構築関連の質問があり、公明党津山市議団から、幼稚園再編にあたって、幼稚園施設についてどのような工夫を考えているのか。また、二宮地区は公民館との複合施設として改築するというので、他の幼稚園とは違う施設として幼稚園事業を展開されると考えても良いのかという質問に対して、このたびの再構築計画においては、適正規模の集団教育確保はもとより、保育者ニーズの高い3歳児保育の実施、特別支援教育の充実や認定こども園を含む保幼小連携の推進、子育て支援機能の充実など、新たなニーズに対して、公立幼稚園として役割を果たすことができるように、施設整備を行っていくこと。東西の新幼稚園については、基本的な幼稚園事業は同じですが、二宮地内の現二宮幼稚園と二宮公民館の敷地に新設する西エリアの幼稚園については、津山市初の幼稚園と公民館の複合施設として整備しますので、その敷地・施設の有効活用や、園児と多世代の地域住民の方々

との日常的な交流を図ることができる幼稚園となると答弁している。次に岡田議員から、市立幼稚園に8億円かける意義と民業との関連について質問があり、本事業は、園児数の大幅な減少や施設の老朽化などの現状に対するためだけでなく、津山市の子どもたちにとって最善の利益と、市民が期待するニーズに適切に応えていくことをめざしており、そのため、新しい幼稚園では適切な集団教育の確保による質の高い幼児教育の提供をはじめ、保護者ニーズの高い3歳児保育の実施や、特別支援教育の充実、子育て支援の充実のための部屋を整備するなど、公立幼稚園としての機能や役割の一層の強化を図りたいと考えていること。利用定員などは、私立施設の状況を勘案して適切な範囲で設定してまいります。公立と私立が、津山の子どもたち、保護者のために、互いに連携しつつ、ときには切磋琢磨し、教育、保育の質を一層たかめ、それぞれの特色をいかにしながら、ともに発展していくことにより、子どもたちや保護者に幅広い選択肢を提供できるものと考えていると答弁している。

学校給食への異物混入の顛末について（保健給食課）

概要説明

平成29年3月3日、戸島学校食育センターにおいて、パンに金属の破片が付着していたことについて、報告します。概要については、戸島学校食育センターで、ミニ揚げパンとして提供予定であった調理前のパンに金属の破片1mm×0.8mmが1つ付着しているのを調理員が発見した。他のパンへの付着、または混入の可能性が否定できないため、次の対応を行った。その日の全8中学校での揚げパンの提供中止。また、6日（月）の草加部学校食育センター管内の全小中園でのコッペパンの提供を中止し、代替の主食持参を保護者に依頼。7日（火）の草加部学校食育センター管内の中学校でのミニコッペパンの提供を中止。原因として、パン製造会社による工場内の調査と、検査機関による異物の検査結果により、パン製造会社における製造工程で、焼き上げの際にパンを乗せるトレイを制御するフックとローラーとが接触してできた金属の小片が、パンの表面に付着したまま焼かれ、その後の金属探知機でも発見されないまま納品されたことが判明した。パン製造会社による再発防止対策として、フックとローラーが干渉しないように改修。日報に該当箇所のチェック項目を追加。金属探知機の性能向上を検討する。とのことでした。パン提供再開については6日（月）にパン製造会社による原因と対策の説明があり、同6日、岡山県学校給食会による立会い検査、市町村宛の安全通知送付がありました。よって、津山市は6日（月）にパンの提供再開を決定。納品の間に合う8日（水）からパンを提供している。

津山市公民館活動推進協議会委員の委嘱及び解嘱について（生涯学習課）

概要説明

要綱に基づき教育長が委嘱することになっているので報告する。津山市公民館活動推進協議会は各公民館に置かれており、西苫田公民館の小原町内会の委員について、屋内様から清水様に3月1日付けで替わられるもの。

津山市教育委員会に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則について（生涯学習課）

概要説明

先ほど説明しました久米ふれあい陶芸センターが陶芸棟だけになるところで、条例の条項が1条ずつずれたことは報告させていただきましたが、それにより64ページの3号が変わります。具体的な内容は、使用料の納期、使用料の減免、使用料の還付について、市長が決めることになっていますが、教育委員会に事務を委任するという内容です。

津山圏域定住自立圏の形成に関する協定に基づく不登校児童生徒支援事業の実施に関する覚書（生涯学習課）

概要説明

各町と津山市とで覚書を締結する文章です。趣旨は書いているとおり。人員の確保は、津山市が確保する。費用負担については、各町は児童生徒1人あたり月額21,000円を負担すること。実施場所は鶴山塾であること。事故発生の際は、学校が加入している災害共済給付の範囲内で対応する。支援事業に係る手続きについては、別に定める実施要綱ですることにしてはいる。実施要綱については、68ページ69ページに掲げている。こちらは、各町の不登校の児童生徒さんの鶴山塾での通塾支援についての手続きを定めている。

幼稚園再構築の状況について（こども課）

概要説明

まず、東エリア幼稚園ですが、用地の購入手続きは昨年、8月頃に完了しており、今月中に敷地造成の測量設計を終え、本年8月から造成工事を行い、来年2月には敷地の造成工事が完了する予定です。また、園舎の建築につきましては、昨年10月から本年8月までに基本設計・実施設計を行ってまいります。基本設計につきましては、今月中に完了した後に実施設計に入り、8月で完了する予定です。その後、工事の発注手続きに入りますが、工事の予定価格が1億5千万円以上と、議会の議決に付すべき契約となるため、議会日程等も考慮しまして、手続きを進めてまいります。予定としましては、業者決定後、来年度、平成30年3月から園舎建築工事を開始する予定としております。そして、平成31年2月頃には園舎建設工事が完成いたしまして、平成31年4月に開園の運びとなります。次に、西エリアの幼稚園と公民館の複合施設のスケジュールですが、こちらは、今現在、二宮幼稚園と二宮公民館が建っている敷地を活用し、幼稚園と公民館が1棟となる複合施設として建設する関係上、全く新しい土地に建てる東エリアと比べて複雑な工程となっています。まず、「敷地造成等」の欄ですが、今月中に測量設計を終え、9月から3月まで、第1期の造成工事を行ってまいります。併せて、周辺道路につきまして、改良工事を行なってまいります。次に、「複合施設建築」につきましては、東エリアとほぼ同じスケジュールとなっていますが、複合施設という事で、平成31年3月頃には建物が完成し、平成31年4月に開園・開館の運びとなります。また、西エリアでは、今現在、建っている二宮幼稚園と二宮公民館を解体することとなりますが、それぞれ施設の運営を継続させる必要があるため、「代替施設運営」ということで、二宮幼稚園は来年度から現在、休園中の田邑幼稚園の園舎を利用し運営を行なってまいります。また、二宮公民館は、旧公民館を利用して、運営を行うこととなります。それから、「既存施設解体等」については、現在の二宮幼稚園と二宮公民館は、4月から7月にかけて解体を行います。また、複合施設が平成31年3月に完成した後、旧公民館を解体いたしまして、第2期の造成工事を行なってまいります。12月頃には第2期造成工事の完了となりまして、西エリアの複合施設の全ての工事が終了する予定となっています。

続いて、認定こども園類型について前回の委員会で、質問がありましたので説明します。幼保連携型は、学校かつ児童福祉施設で、教育と保育を提供する、認可された単一施設。職員は、保育教諭として幼稚園教諭と保育士資格の両方が必要となります。幼稚園型は、学校となり幼稚園に保育所機能をプラスした施設で、認可幼稚園が、保育に欠けるこどものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。職員は、満3歳以上は、幼稚園教諭と保育士資格の併有が望ましいが、いずれかでも可。満3歳未満は、保育士資格が必要となります。保育所型は、児童福祉施設で、保育所に幼稚園機能をプラスした施設で、認可保育所が、保育に欠けるこども以外のこどもも、受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで、認可こども園としての機能を果たすタイプ。職員は、満3歳以上は、幼稚園教諭と保育士資格の併有が望ましいが、いずれかでも可。満3歳未満は、保育士資格が必要となります。地方裁量型は、幼稚園機能と保育所機能を併せた施設で、幼稚園・保育所、いずれの認可もない地域の・教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。職員は、満3歳以上は、幼稚園教諭と保育士資格の併有が望ましいが、いずれかでも可。満3歳未満は、保育士資格が必要となります。津山市で言いますと、幼保連携型認定こども園が、津山市立勝北風の子こども園、私立しらゆり幼稚園になります。保育所型認定こども園については、4月から移行する津山市立久米こども園と、院庄さくらこども園が該当します。幼稚園型の認定こども園はございません。

津山市伝統的建造物群保存地区保存審議会内への「防災計画専門部会」の設置について（歴史まちづくり推進室）

概要説明

先ほど説明させていただいた専門部会の設置です。4月1日から2年間、7名で専門部会を組織して、防災計画について考えていきます。策定の目的は、城東伝統的建造物群保存地区は出雲街道を中心に細い小路が直行している。緊急時、災害時には車両も入りにくい状態。道が細いことが歴史的景観ですので、防災のために道幅を広げることにはできない。その細い道なりにどのように地域の防災、安心・安全が保てるのか。専門的なご意見を聞きながら、ハード部分に対応するのではなくて、ソフト面で防災の対策をどのようにしたらできるのか、今後2年かけて専門家の皆様とともに。それから、少子高齢化の激しい地域でございますので地元の方々のご意見、若い力がいなくて高齢者の方ばかりということも多いので、地域の実態に応じたかたちで、どういう対応ができるのかということも、地元の方々のご意見もいただき、地域の消防団、防災の専門家の先生等々のご意見を聞きながら、2年ほどかけて作成していきます。また、アドバイザーについては、肩書の充て職として設定させていただこうと思っておりますので、人事異動等で変わることをご承知おきください。

7. その他

(1) 各課からのお知らせ

ごんちゃん読書手帳について(図書館)

概要説明

つやまっ子読書プラン推進事業と一緒に、図書館で作成をさせていただいた。A3用紙1枚でできしており、真ん中に切れ込みを入れて、順番に折っていくとできあがる。これを各小中学校の図書室と、図書館本館、地区館に配付して、子どもたちの読書推進に役立たせたいと考えています。また、印刷物ですので、限りがあります。ホームページに様式を載せ、ダウンロードして印刷して使用していただけます。A3でもA4でも印刷は可能です。

こども医療費について(こども課)

概要説明

昨日、議会で議決となりましたので、この7月から、小中学校の通院分の医療費について現状の1割負担を無料にするということで、進めてまいります。

(2) 次回定例会の開催について

教育委員会会議4月定例会を、平成29年4月27日(木)午後1時30分から開催。
全員賛成により決定。

(3) その他(なし)

8. 閉会

(15:20)